

柳田委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

開会 午前10時00分

柳田委員長

それでは、ただいまから第13回「議会改革推進委員会」を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

ただ今、1名の方から傍聴の申請が出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の委員会における協議内容を踏まえ、各会派でご検討いただいたところでございますので、各会派の御意見を拝聴しながら、協議して参りたいと存じます。

本日は、前回の委員会で決定いただきましたとおり、検討事項等提案一覧のうち、18項目につきましてご協議いただきたいと存じます。

なお、ご協議いただく18項目につきましては、お手元に配付してございます検討事項等提案一覧の件名を、網掛けにしてございますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大きな1の「(3) 政務活動費の実費請求方式の導入」につきましては、[REDACTED]から提案されたものでございますが、前回の協議では、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]からは、「現状のままでよいと考え、反対する」との意見があり、提出会派の[REDACTED]からは、「政務活動費については、市民の中には「第二の議員報酬」であるという人もおり、こういった誤解を招かないためにも民間では当たり前である実費請求方式を提案したところである。改めて各会派に検討いただきたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願いします。

自民

前回の委員会でも発言していると思うが、その際に[REDACTED]に提出状況を確認したところ、一括してまとめて年度末に提出しているという発言であった。提出会派ができていないにもかかわらず、こういうことを提案するのは、いわゆる市民オンブズマン向けのパフォーマンスの提案にしかすぎないと我が会派は考える。しかも事務局職員の労力もかなり費やすので、我が会派としては現状どおりでかまわないと考え、反対する。

もし、この提案を望むのであれば、改選後にまずは[REDACTED]が実践していただき、一年間完璧にできるのであれば再度提出をされたほうがよいと考える。

柳田委員長

[REDACTED]、お願いします。

公明

柳田委員長

前回も反対をしたが、すでに政務活動費は情報公開されている。当然、適正な支出を前提に行なわれてきており、実費請求となった際の職員の労力や残業代を考え、反対する。

共産

柳田委員長

方式にかかわらず、今も必要なものにしか使っていない。現状のままでよいと考え、反対する。

新風

提出会派である、

まず、我が会派の提出は確かに遅れがちであったが、だからこそ実費請求方式で使ったあとに請求するという改革が必要だと考える。

また、市民オンブズマン向けのパフォーマンスということだが、この団体と政務活動費に関して協議をしたことはなく、どういう意図でこの団体名を出し、我が会派の提案と関係付けて発言しているのか伺いたい。

事務局の手間に関しては、現状として、我が会派だけでなく、かなりの議員が遅れて提出しており、年度末に事務局の負担が大きくなっている。そういう中で、その都度支払いをして收支を決めていくほうが、かえって事務局の負担軽減につながるのではないかと考える。

柳田委員長

その団体が毎回住民監査請求で、議員が出したすべての領収書のコピー等を持ち帰っていることから、何か関わりがあるのかと発言をしたまでである。

自民

柳田委員長

憶測での発言はやめていただきたい。

新風
柳田委員長

自民

憶測ではなく、そういう団体へのパフォーマンスにすぎないのではないかと発言しただけである。

柳田委員長

この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一致は難しいものと考えます。

この件については、「意見の一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな1の「(5) 議員報酬及び期末手当の日割減額」につきましては、[REDACTED]から提案されたものでございますが、減額する項目として提案された内容は、①として、疾病や自己都合等により連続して2回以上、市議会定例会の招集に応じない場合、②として、刑事事件に関し、有罪判決が確定した場合、③として、刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合、の3点であります。

前回の協議では、[REDACTED]、[REDACTED]からは、「賛成する」との意見、[REDACTED]からは、「そもそも選挙で選ばれた議員であるから自分の身をどのように処するかはその議員の自覚の問題である。[REDACTED]の提案については議員の立場としても馴染まないと考え反対する。」との意見があり、提出会派の[REDACTED]からは、「議員の活動は大きく分けると議員活動と政治活動がある。議員活動とは本会議や委員会に出席し、発言するということである。その報酬が議員報酬であるという認識である。自分の地元の町会などで市議会の状況を報告したりするのは議員活動でもあるが、どちらかというと政治活動であると思う。いわゆる公務でない活動である。やはり公務の活動と非公務の活動は分けるべきである。我が会派は、議員活動を全く行えない状況で100分の100の支給は市民感情に即さないという観点から提案している。しかし、議員の家族等もいる場合の生活保障もあることから、100分の50は保障しようという妥協案を提案しているところである。是非、再度、会派内で検討いただきたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願いします。

[REDACTED]
前回と同様、賛成する。

理由としては、国会議員もいまだに逮捕・拘留中に歳費が支払われている中、地方から健全な状況を発信していくべきである。

柳田委員長

[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]
繰り返しとなるが、そもそも議員として活動できないと判断すれば辞職するという選択もある。その場合には日割減額どころか報酬も発生しないため、こういった措置は必要ないと考え、反対する。

柳田委員長

[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]
我が会派は、前回と同様、賛成の立場である。

ただ、実施する場合は「市議会定例会の招集に応じない場合」というのはどのような場合を指すのか、検討が必要だと考えている。

柳田委員長

提出会派である、[REDACTED]、お願いします。

自民

前任者から引き継ぎ、ずっとお話をさせていただいているが、[REDACTED]や我が会派はそのようなことになれば100パーセント自ら辞職をするが、辞職をしないであろう議員が若干見受けられるのではないか。そういう辞職をしない議員への対策ということで我が会派はお話をさせていただいている。第6回のときからずっと例で挙げているが、北九州市の議員が2年数ヶ月に渡り病休を理由に本会議、委員会、地元の集まり等、一切出ずに北九州市民の血税3,100万円を全部懐に入れ続けていた。川口市からもそういう議員が出る可能性があるので、やはり事前に対応をしっかりととおく必要があるかと考える。血税からいただいている私たち川口市議会議員の62万1,000円という毎月の報酬額、これを100分の100支給し続けるということは、まさに市民感情を踏みにじることになり、市民の代表としてふさわしくない。そういうふさわしくない議員が辞職しないのであれば、このように兵糧攻めをするしかない。

[REDACTED]は真剣に考えていると思うが、私たちの任期も残り少なく、この委員会を開くのもあと3回程度であるので、何とかしなくてはならない。100分の50で私たちは妥協をしているので、この妥協案にのってきていただき再びお願いする。

柳田委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということでおろしいでしょうか。

— 異議なし —

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(2)一般質問の通告書は具体的に記載することとし、議長に提出した以外の質問は行わない。(1点目、2点目と質問に内訳がある場合は、きちんと個別に通告する。通告制度の主旨に反するような答弁部長の変更要請は行わない)」につきましては、[REDACTED]から提案されたものでございますが、前回の協議では、[REDACTED]、[REDACTED]からは、「賛成する」との意見、[REDACTED]からは、「質問の内容が不明であれば理事者が議員に聞けばよい話なので現状を変更する必要はないと考え、反対する」との意見があり、提出会派の[REDACTED]からは、「ここ数年は一般質問において、1点目、2点目という質問をしている議員はほとんどなくなったと感じるところであるが、再質問、再々質問で詳細に質問していく中で、そのような発言が全く無くなつたとも言えないところである。大きな1、(1)、ア、(ア)という形で詳細に質問項目が設けられるので、どういう質問の主旨なのか明確にするべきである。理事者が議員に聞けばいいのではなく、理事者が議員に質問をしなくても、一般質問の主旨がどういうことなのかわかるように明確にするのが議会人の努めだと思う。会派内でもう一度協議していただきたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願いします。

[REDACTED]
公明

柳田委員長

[REDACTED]
公明
柳田委員長

[REDACTED]
新風

柳田委員長

[REDACTED]
自民

柳田委員長

[REDACTED]
新風

柳田委員長

柳田委員長

前回同様、開かれた議会が求められている中、分かりやすくなるように、今後こういう形で進めていくべきだと考え、賛成する。

[REDACTED]、お願いします。

大方このとおりになっているという認識であり、賛成する。

[REDACTED]、お願いします。

大方このとおりになっているという現状なので、だからこそこういった申し合わせ事項をすることについては、反対をする。

明文化するとそれに拘束され、自由な議会活動、質問活動の支障になると我が会派は考える。

この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一一致は難しいものと考えます。この件については、「意見の一一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[REDACTED]。
「意見の一一致に至らず」としていただいてかまわないが、[REDACTED]は、理事者が議員に事前に聞けばよいことであり、今の川口市議会は反問権を与えていない以上、そういう発言は成り立たないものと考える。我が会派は議会改革につながると思って提案をしたが、[REDACTED]がそう言うのであれば、我が会派の支持層には「[REDACTED]の猛烈な反対があり、分かりにくい質問になりかねない」と報告をする。

[REDACTED]。
我が会派の「事前に理事者側が聞く」とは、現在も通告日の前後に質問内容についてやり取りがあり、その中で理事者と議員間のコミュニケーションは取れているという意味であり、反問権の話とは違う議論ではないかと考える。

反問権に関しては、次の項目で我が会派からの「質問の回数制限の廃止」とセットで反問権を認めてはどうかと提案しており、これらも考慮したうえでご検討いただきたい。

ご意見をいただきましたが、この件につきましては「意見の一一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(3) 本会議の一般質問のあり方について」につきましては、[REDACTED]から提案されたものでございますが、提案された内容は、①として、質問順序を抽選方式にする、②として、質問の回数制限の廃止（同時に市長、理事者に反問権を認め、質問項目の前戻りも可能とする）、③として、二会期通算制の廃止、④として、一回の質問時間について、答弁も含めて1時間以内、もしくは質問だけで25分程度にする（※二会期通算制の廃止とセットにする）の4点であります。前回の協議では、[REDACTED]からは「①については反対する、②についてはもし実施するのであれば1年間の試行期間を設け、その間は重複質問を注意しても議長の責任を問わないという申し合わせを事前にしていただきたいと考える。③については、大きな2の(9)で一般質問における人数配分についてを提案している。その中で、二会期通算制の廃止についても提案している。是非、大きな2の(9)に賛同いただきたい。④については同じく大きな2の(9)で質問時間についての提案をしているので反対させていただく。」との意見、[REDACTED]からは「③の二会期通算制の廃止については賛成する。それ以外は従来どおりといったらしく、反対する。また質問時間については[REDACTED]から提案されているので、[REDACTED]の提案に賛成の立場である。」との意見、[REDACTED]からは「事務局の充実がないまま、市長、理事者に反問権を認めるというのは議会の論戦力からしても不平等になりかねないと言われている。その点からも反対させていただく。」との意見があり、提出会派の[REDACTED]からは、「我が会派の提案である、二会期通算制の廃止はそれぞれの議員の判断によって毎回質問できるようにするというのが主眼であって、毎回質問するということであれば質問時間は半分程度にするということである。つまり、質問時間は減らさずに質問を柔軟に行うことができるという主旨のものである。また、反問権については質問の回数制限を撤廃した場合に、議論が発展して行く際に理事者側から質問者に対して、主旨を明らかにするために反問権を認めるということが言われている。より効果的な議論をするために質問の主旨を明らかにすることが目的だとご理解いただきたい。改めて各会派にご協議いただきたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願いします。

①については、質問順序を抽選方式にすることにより、なぜ議会改革につながるのか理解できないので、反対する。

②については、改選前の意見と同様だが、実施するのであれば1年間の試行期間を設け、その間は重複質問を注意しても議長の責任を一切問わないという申し合わせを全会派でしていただきたい。

③については、現在、我が会派から、大きな2の「(9) 一般質問における質問者の人数配分について」提案をさせていただいており、その中で、2会期通算方式の廃止についても提案しているので、是非、大きな2の(9)に賛同いただきたい。

④については、③と同様に大きな2の(9)で質問時間についての提案をして

自民

おり、我が会派の主張とは異なることから反対する。

柳田委員長

公明

①の質問順序に関して、市民の負託を得て議席があるわけであり、多数会派順というのではなく、現状のままでよいと考え、反対する。

②については、反問権はスムーズな議会運営に混乱をきたす可能性が多くあり、試行期間をしっかりと設ける等、導入に関しては慎重にすべきと考え、反対する。

③④に関しては、[REDACTED]からすでに質問時間の提案があり、我が会派としては、[REDACTED]の意見に賛成の立場であることから、反対する。

柳田委員長

共産

4つとも反対である。特に付け加えるとすれば、二会期通算制の廃止で質問機会が確保されるという提案であったが、理論的には全員が一般質問できるならばそうなるが、会派や1回の議会で質問する人数が限られていれば、議会ごとに質問できたとしても、結局会派の中で質問する人は順番になってしまい、イコールにはならないと考える。

柳田委員長

新風

我が会派としては、質問回数3回の制限の中では本質に迫ることが難しく、回数制限を外し、一定の時間制限を課すことによって、本質に迫れるような体制にするべきであるという主旨で提案をさせていただいた。二会期通算制に関しても、セットで時間制限をすることで、より柔軟な、時宜に応じた質問ができるようという主旨で提案をしているが、一部賛成をいただいている部分もあることから、もう少し論点を整理させていただき、改めてご協議を要望したい。

柳田委員長

いま、[REDACTED]から、改めてご協議いただきたいということでございましたが、今回意見の一致に至らなければ、この件につきましては「意見の一致に至らず」と決定する予定でございました。ただ今の[REDACTED]のご意見を受けて、いかがでしょうか。

自民

残りの回数を考えると、まとめることは不可能だと考える。ここは潔く「意見の一致に至らず」で報告書をあげるべきではないか。

柳田委員長

ほかにございますでしょうか。

—なし—

柳田委員長

それでは、この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一致は難しいものと考えます。この件については、「意見の一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

柳田委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(4) 議長不在時の理由開示」につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]から提案されたものでございますが、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]からは、「現状のままでよいと考え、反対する」との意見があり、提出会派の
[REDACTED]からは、「議長は議事を進行することが仕事である。毎回、その
仕事を行なうことが原則と考える。その際に、理由なしに副議長が議事を進行する
というのは望ましくないので、理由を開示すべきと考える。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願いします。

[REDACTED]
自民
柳田委員長

従来どおりでよいと考え、反対する。

[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]
公明
柳田委員長

前回と同様、反対する。

[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]
共産
柳田委員長

現状でよいと考え、反対する。

提出会派である、[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]
新風
柳田委員長

我が会派としても、議長席に副議長が座っているとどうしたのかと思うが、インターネットで本会議を見ている市民や傍聴者も同様かと考える。これに関しては、副議長が議事を進行することに対して反対しているわけではなく、議長の不在理由をひと言報告するだけで済む話であり、そのくらいはしてもよいと考えている。

この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一致は難しいものと考えます。この件については、「意見の一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。